

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年11月21日認可した。

平成19年11月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市中津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）兵庫地区
丸亀市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川古地区
丸亀市金倉町川東土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道上地区